

# 日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

# 「セルフメディケーション税制」

(厚労省HP『セルフメディケーション税制 (特定の医薬品購入額の所得控除制度) について』より)

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実

監修:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

資料No.20200624-1065-1

本資料は、2020年6月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



### セルフメディケーション税制って何?①



### そもそも「セルフメディケーション」って何かしら?

世界保健機構では、

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義しています。





セルフメディケーション税制がスタートすると、 生活にどんな影響があるのかな?

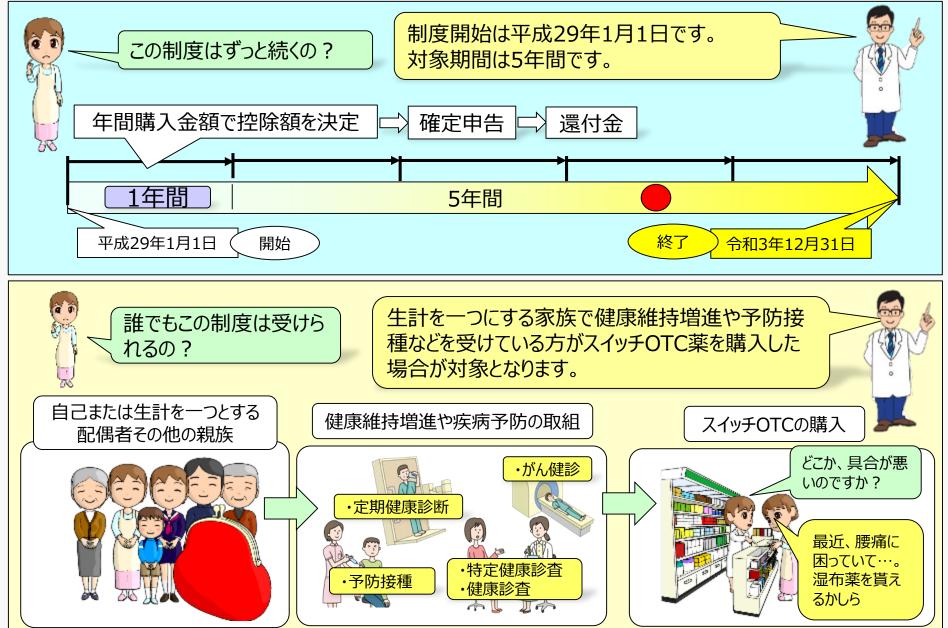
健康の維持増進や疾病予防としてスイッチOTC薬\*を年間12,000円以上購入した場合、12,000円を超えた分について総所得金額等から決められた割合で還付金を受けとることが出来ます。



### \*:「スイッチOTC薬」

医療用医薬品として使われていた成分の有効性や安全性などに問題がないと判断され、一般用医薬品として販売できるようになった医薬品

# セルフメディケーション税制って何?②





## セルフメディケーション税制って何?③

日医工MPS

控除対象となる 範囲があります。



#### 何をどれくらい購入したら、どれくらい減税になるのかしら?

- ・スイッチOTC薬は87成分あります。
- ・かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬等です。

【厚労省HP

セルフメディケーション税制についてーセルフメディケーション税制対象品目一覧 要参照】

控除対象外 (上限超)

例えば、扶養家族1名で年収約500万円の場合(課税所得220万円とする)、スイッチOTCを年間3万円分家族で購入すると…30,000円-12,000円=**18,000円** が控除の対象となります所得税10%(18,000円×10%=1,800円)住民税10%(18,000円×10%=1,800円)

100,000円 以下

年間購入額

重要

注意:この特例の適用を受ける場合、

現行の医療費控除は同時には適用を受けることはできません。

控除対象 上限88,000円

年間購入額 12,000円超

控除対象外 (免責)

本資料は、2020年6月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



### 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の違い



### セルフメディケーション 対象項目

・スイッチOTCのみ

どちらの制度を利用するかは、その世帯 毎で支払った医療費等で判断することに なります。

セルフメディケーション税制が導入された ことで、今まで医療機関にかかることの少 なかった世帯や若い単身世帯では、還 付される可能性が高くなりました。



### 医療費控除の主な対象項目

- ・病院、歯科の治療費、薬代
- ・薬局で買った市販の風邪薬等
- ・入院の部屋代、食事の費用
- ・あん摩マッサージ指圧等の施術代
- ・妊娠中の定期健診、検査費用
- ・出産の入院費
- ・病院までの交诵費
- ・子どもの治療のための歯科矯正
- ・在宅で介護保険をつかった時の介護費用
- ・骨髄移植・臓器移植のあっせん費用
- ・特定保健指導の自己負担金



### 領収書の対応について

確定申告をする際、その証明書が必要です。薬局では患者さんに ④ 店名〇〇〇 対して、セルフメディケーション税制の対象品目として領収書等で 対応することが必要です。 領収書 証明書として必要な記載事項 ①商品名 2) 余額 2017年〇月〇日 ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨 4)販売店名 品名 ⑤購入日 000 $\bigcirc$ 0円 1 2 000 000円 **\*** 000 0000円 領 収 証 消費税も含 小計額 0000円 んだ額が対 消費税 〇〇円 象になること に注意! 合計 0000円 (2) お預かり額 0000円 (3) レシートを証明書と して加工する場合 セルフメディケーション税制対象品目とし 但商品名 ○○○○ お釣り 〇〇円 上記正に領収いたしました 商品毎に対応が必 ★セルフメディケーション税制対象 訳 要な場合。 品目 税抜金額 (EIJ) 店名  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 消費税額等(



# スイッチOTC薬 有効成分リスト

番号	成分	番号	成分	番号	成分
1	アシクロビル	30	シクロピロクスオラミン	59	ピロキシカム
2	アシタザノラスト	31	ジクロフェナク	60	ファモチジン
3	L一アスパラギン酸カルシウム	32	シメチジン	61	フェキソフェナジン
4	アゼラスチン	33	ジメモルファン	62	フェルビナク
5	アモロルフィン	34	スルコナゾール	63	ブチルスコポラミン
6	アルミノプロフェン	35	精製ヒアルロン酸ナトリウム	64	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)
7	アンブロキソール	36	セチリジン	65	ブテナフィン
8	イコサペント酸エチル	37	セトラキサート	66	プラノプロフェン
9	イソコナゾール	38	ソイステロール	67	フラボキサート
10	イソチペンジル(歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)	39	ソファルコン	68	フルチカゾンプロピオン酸エステル
11	イブプロフェン	40	チオコナゾール	69	フルニソリド
12	イブプロフェンピコノール	41	チキジウム	70	プレドニゾロン吉草酸エステル
13	インドメタシン	42	チメピジウム	71	ブロムヘキシン
14	ウフェナマート	43	テプレノン	72	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
15	エキサラミド 具体的な品目については、	44	テルビナフィン	73	ヘプロニカート
16	エコナゾール 厚労省HP	45	トラニラスト	74	ベポタスチン
17	エバスチン https://www.mhlw.g	46	トリアムシノロンアセトニド	75	ペミロラストカリウム
18	エピナスチン o.jp/stf/seisakunitsui	47	トリメブチン	76	ポリエチレンスルホン酸
19	エプラジノン te/bunya/000012485	48	トルシクラート	77	ポリエンホスファチジルコリン
20	エメダスチン 3.html#hinmoku	49	トロキシピド	78	ミコナゾール
21	オキシコナゾール <mark>を参照。順次更新有</mark>	50	ニコチン	79	メキタジン
22	オキシメタゾリン	51	ニザチジン	80	メコバラミン
23	オキセサゼイン	52	ネチコナゾール	81	ユビデカレノン
24	カルボシステイン	53	ピコスルファート	82	ラニチジン
25	クロトリマゾール(膣カンジダ治療薬に限る。)	54	ビソキサチン酢酸エステル	83	ラノコナゾール
26	クロモグリク酸	55	ビダラビン	84	ロキサチジン酢酸エステル
27	ケトチフェン	56	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	85	ロキソプロフェン
28	ケトプロフェン	57	ビホナゾール	86	ロペラミド
29	ゲファルナート	58	ピレンゼピン	87	ロラタジン

参考:租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等(厚生労働省告示第178号)



#### 【申請方法について】

#### Q4 確定申告はいつ行えばいいですか。

A 確定申告をする必要がある方は2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告を行う必要があります。(確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署や国税庁のホームページ等でご確認下さい。)

Q5 同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。

A それぞれが所得控除を申告することができます。

#### 【健康診査等の証明について】

#### Q7「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。

A 申請者が申告対象の1年間(1~12月)に、「租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働省大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組(平成28年厚生労働省告示第181号)」に規定する健診や予防接種等(※)を受けることです。

- (※) 具体的には、以下のものが該当します。
- ・保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査(骨粗鬆症検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等)
- ・予防接種(定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種)
- 勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)又は特定保健指導
- ・市町村が実施するがん検診
- ※市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか1つを受けていればよいため、全てを受ける必要はございません。取組を実施したことの証明書類については、厚労省 HP(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html)の「4健康の保持増進及び疾病の予防への取組(一定の取組)の証明方法について」をご覧ください。

#### **08** 「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。

A 本税制において所得控除の対象となるのは、特定成分を含んだOTC医薬品(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入の対価額であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象にはなりません。



### Q9 所得控除の申請者の子どもが予防接種を受けた場合、当該予防接種は「一定の取組」に該当しますか。

A 所得控除を受けるためには、申請者本人が「一定の取組」を行っている必要があるため、申請者の子どもが受けた予防接種は「一定の取組」に該当しません。なお、所得控除の対象には、申請者本人に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価の額だけでなく、申請者が支払った生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価の額も含まれます。

Q10 租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組(平成28年厚生労働省告示第181号。以下「告示」という。)第3号の定期健康診断には、採用時健診は含まれますか。

A 含まれます。

#### Q11 告示第5号の市町村が実施するがん検診には、どのような検診が該当しますか。

A がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について(平成20年3月31日通知健発第0331058号)に基づき実施される、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5項目に限られます。市町村の住民サービスとして、対象の項目や年齢を拡大しているものは対象にはなりません。

#### Q12 一定の取組に、任意(全額自己負担)で受けたものは含まれますか。

A 申請者が任意に受診した健康診査(全額自己負担)は、「一定の取組」に含まれません。

Q13 Q12 で「申請者が任意に受診した健康診査(全額自己負担)は、「一定の取組」に含まれない」とされていますが、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当しますか。 A 該当します。なお、この場合、領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先(会社等)名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があります。



#### Q14「一定の取組」の証明方法に必要な証明書類はなんですか。

A Q7でお示しした「一定の取組」にあたる健診や予防接種等を受けた結果、発行される「領収書」または「結果通知表」を御提出く ださい。当該書類には、以下の記載が必要です。

- ①氏名、
- ②一定の取組を行った年、
- ③保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名。

なお、結果通知表は写しによる提出が可能であり、健診結果部分は不要であるため、可能な限り、黒塗りや該当箇所の切り取りを行っ てください。健診等にかかった費用に係る領収書を用いる場合には原本提出が必要です。また、以下の場合には、領収書や結果通知表 のみでは、任意(全額自己負担)で受けたものとの区別ができず、「一定の取組」を行ったことを証明することができないため、勤務先 又は保険者に別途証明書の発行を依頼してください。

- ・勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先(会社等)」の記載がない場合。
- ・特定健康診査等を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合。
- ・保険者が実施する健康診査を受診したが、結果通知表に、「保険者名」の記載がない場合。
- ※詳細は、厚労省HP(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html)の「4健康の保持増進及び疾病の予防への取組(一定の 取組)の証明方法について」に掲載のチャートをご覧ください。

Q15 勤務先の定期健康診断を受診したが、領収書や結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先(会社等)名称」の記載が ない場合や、特定健康診査を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合は、勤務 先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があるとされています(Q14参照)。厚生労働省のHPに、証明 依頼書の様式が掲載されていますが、証明を依頼する場合は、必ずこの様式を使用しなければならないのですか。

A 証明依頼書については厚生労働省のHPに掲載されている様式を想定しています。ただし、証明依頼書の様式に記載されている記 入事項をみたすものであれば、証明依頼書としてご使用いただけます。

Q16 健診実施主体である勤務先、保険者等が「健康診査実施済証」等、結果通知表や領収書の他に健診が実施されたことがわ かる書類を発行している場合、当該書類を「一定の取組」を行ったことの証明書類として使用できますか。

A 証明書類として使用可能です。なお、証明書類として使用するためには、①氏名、②一定の取組を行った年、③事業を行った保険 者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名が記載されている必要があります。

(※別途証明が必要な場合としてQ14参照)
本資料は、2020年6月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます 10 資料No.20200624-1065-1 Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.



【その他】

Q22 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成29年1月1日以降の場合、この制度の対象になりますか。 A 支払い日が施行日以降である場合は対象となります。

#### Q23 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

A 実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q24 ドラッグストアで一律○%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。 A 割引後の価格が控除額となります。

#### O25 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

A セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再 発行をしていただく必要があります。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

#### Q27 通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類として確定申告に用いる ことはできますか。

A 自宅のプリンタ等で出力した領収書等は証明書類の原本として認められないため、確定申告に用いることはできません。通信販 売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼してください。



### 課税所得区分による還付額の比較

### 1年間でスイッチOTC薬を30,000円購入した場合

18,000円が控除対象となり、それぞれの課税所得水準で還付額が決定する。 (計算式 18,000円×所得税率+18,000円×住民税率=還付額)

課税所得区分	所得税率	減税効果 (A)	住民税率	減税効果 (B)	還付額 (A)+(B)
195万円以下	5%	900円			2,700円
195万円超~330万円以下	10%	1,800円			3,600円
330万円超~695万円以下	20%	3,600円			5,400円
695万円超~900万円以下	23%	4,140円	10%	1,800円	5,940円
900万円超~1800万円以下	33%	5,940円			7,740円
1800万円超~4000万円以下	40%	7,200円			9,000円
4000万円超	45%	8,100円			9,900円